

丸亀市の行った地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、次のとおり公告する。

令和6年12月20日

香川県知事 池田豊人

- 1 調査を行った時期
令和4年度から令和5年度まで
- 2 成果の名称
 - (1) 丸亀市地籍図
 - (2) 丸亀市地籍簿
- 3 調査を行った地域
風袋町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町
- 4 認証年月日
令和6年12月20日